

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会  
UWB 無線システム屋外利用検討作業班（第 2 回）  
議事概要（案）

1 日時

平成 30 年 7 月 4 日（水）16:00～18:00

2 場所

関東総合通信局 21 階 21 階会議室

3 出席者

構成員：小林主任、李副主任、今村構成員、上田構成員、鬼山構成員、亀谷構成員、  
栗原構成員、小出構成員、坂本構成員、篠田構成員、谷澤構成員、富樫構成員、  
林構成員、松田構成員、松本構成員、三島構成員

オブザーバー：伊藤氏（KDDI 株式会社）、稲見氏（国土交通省）

総務省：中川課長補佐、小柳係長、広瀬官

4 概要

（1）前回議事録の確認

事務局より資料 UWB 作 2-1 に基づき説明が行われ、案のとおり承認された。

（2）技術的条件の見直し（案）について

資料 UWB 作 2-2、資料 UWB 作 2-3、資料 UWB 作 2-4、資料 UWB 作 2-5 に基づく説明が行われ、以下のような意見交換があった。

（VLBI について）

- VLBI の初段アンプは 15K 程度に冷却されているとの情報が共有された。

（尖頭電力の規定について）

- 小林主任から諸外国では尖頭電力が規定されていない一方で、日本では規定する場合、貿易障壁になることはないかとの確認が投げかけられたところ、認証機関としての経験に基づき、海外端末を持ち込む際には、改めて確認を行うケースが一般的であり、その際に確認する点が 1 つ追加されるのみであるため、認証上、特に問題ないと認識しているとの回答があった。

（不要発射の強度の許容値について）

- 不要発射の強度の許容値について提示された複数案について討議が行われた。
- 案 1 についてはシミュレーションによって算定されたものであり、また、案 2 に

についてもおおむね同様の値であるため、特段の問題は無いと考えている旨の発言があった。

- 又、案1のシミュレーションの前提条件等について、改めて確認したいとの質問が投げかけられた。これに対して、ワーストケースであるシングルエントリーのモデルを使用しており、各局のパラメータ（アンテナパターン、アンテナ利得等）を用いて計算を実施していること、また、与干渉側の条件としては、平均電力を $-70\text{dBm/MHz}$ としていること、その際の干渉許容値に対するマージンが $32.6\text{dB}$ であったため、差分から $-37.4\text{dBm/MHz}$ を算出している旨の説明があった。
- また、マージンが局によって異なる要因は何かとの質問に対しては、アンテナパターンなど、各局固有のパラメータが異なる点が要因として挙げられる旨の説明があった。周辺の地形は考慮しているか否かの質問に対しては、完全な自由空間伝搬モデルでシミュレーションを行っている旨の説明があった。
- さらに、従来は平均電力と尖頭電力の差分が $6\text{dB}$ であったが、今回はこの点の整合を取らなくても良いのかとの質問に対しては、事務局から従来は帯域内としていた周波数帯についての規定であり、既存のチップが流通することを前提とした場合、今回検討を行った周波数帯のみの発射を想定したものでは無いため、従来の規定では端末の製造を改めて行う必要性が発生するという背景があること、そのため、今回はIEEEにおけるPSDマスクを参照しながら技術基準案を提示したことの説明があった。これに対して、その場合、その他の帯域についても併せて検討を行う必要は無いのかとの質問があり、再度事務局より今回は、当該周波数帯を中心とした検討であるため、今後の検討課題としたいと考えていることの説明があった。
- 不要発射の強度の許容値については、次回までに決定することとなった。

#### （許容偏差について）

- 測定の不確かさや端末のばらつきを吸収するためにも許容偏差を設けるべきではないのかとの点についても討議が行われた。
- これについては、諸外国での規定においても、空中線電力はEIRPのみで規定されており、許容偏差に関する規定は無いと認識しており、特段の問題は無いと考えられることの説明があった。
- 許容偏差についても、諸外国の規定、背景等を整理した上で次回に持ち越しすることとなった。

#### （3）測定法について

資料UWB作2-6に基づく説明が行われ、以下のような意見交換があった。

- 今回の検討では、不要輻射の部分についてもEIRPで規定することであるが、端子端での空中線電力と、帯域外における空中線利得の合算値としてEIRPを算

定するということかとの質問があり、その認識であるとの確認が取れた。

- 又、RBW を変更することで精度が変わり、従来認証できなかった端末の認証が可能になるようなことはあるのかとの質問があり、これに対して、御指摘のとおり RBW を広げることで、メーカーにとって有利に働くことはあるかもしれないが、一方で、この点は IF フィルターの特性に依存するものであるため、認証機関が適切な RBW を判断し、認証を行う必要があるとの回答があった。

#### (4) その他

事務局より、次回会合の日程について連絡があった。